

第5次大東市総合計画（後期計画）
第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略
骨 子（案）

趣 旨

本市では、令和3（2021）年3月に、「第5次大東市総合計画」及び「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化した『幸せデザイン 大東』を策定し、持続可能なまちづくりに向けて、取組を進めてきたところである。

この間、人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたICTの急速な進展、価値観の多様化、大規模な自然災害、エネルギー・物価高騰など、様々な社会変化とこれに伴う多様な課題が顕在化してきている。

また、国においては、令和4（2022）年に、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル技術の活用や地方の個性を活かした社会課題の解決・魅力向上の加速化・深化などを謳った「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。さらには、地方創生の新たな考え方として「地方創生2.0」が示され、「人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」ことが謳われ、そのために「地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化」などが掲げられた。

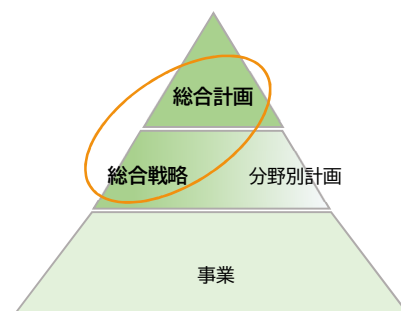
本市においては、令和7（2025）年度に、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5年間の計画期間が終了し、同時期に、「第5次大東市総合計画」は10年間の計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や国の動向、本市を取り巻く環境の変化、本市の取組の成果や課題を踏まえて、より実情に即した「幸せデザイン 大東」の改訂を行うこととする。

改訂方針に即して、次に示す考え方で記載する。

1. 基本的事項

(1) 計画の構成

現行の『幸せデザイン 大東』と同様に、本市のまちづくりの理念と方向性を定めた「総合計画」と、総合計画に掲げる理念と方向性に基づいて取り組む「まち」「ひと」「しごと」の3分野の重要施策を定めた「総合戦略」により構成する。



(2) 計画の位置づけ

【総合計画】

今回の改訂は、計画期間の中間年度に際して社会情勢及び経年変化などを踏まえた精査を行うものとし、「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。

【総合戦略】

今回の改訂は、計画期間の終了に伴うものであり、「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

(3) 計画期間

【総合計画】 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）

うち、今回改訂は後期計画として、

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

【総合戦略】 令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
大東市総合計画	第5次大東市総合計画						
	(前期)		(後期計画)：5年間				
大東市総合戦略	第2期		第3期大東市総合戦略：5年間				
国 デジタル田園都市国家構想総合戦略	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度						
大阪府総合戦略		令和7（2025）年度～令和11（2029）年度					

総 合 計 画

(1) まちづくりの理念とめざす将来像

自治体の普遍的な使命ともいえる「市民の幸せの増大」をめざす考え方や将来のまちの姿である「安心・信頼の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち」の考え方は継承するが、それぞれの要素や関係性を整理した上で、社会情勢の変化や市民との共有のしやすさなどを踏まえた表現の見直しを行う。

具体的には、「地方創生 2.0」が示す『価値観が多様化する中で、多様な幸せを実現する』考え方や、本市を取り巻く情勢を鑑み、『まちを支える人材の力を最大限に引き出す』（＝一人ひとりが輝ける環境づくり）ことや、「地方の活性化」（＝元気・活力）といったキーワードを考慮しながら、文言を検討する。

(2) 人口

我が国全体が人口減少時代を迎え、本市においても人口減少が続く中、近隣自治体との人口の奪い合いは、小規模自治体が寄り合って成り立つ大都市近郊都市という本市をとりまく地勢を踏まえても、非現実的と言える。

国においては、「人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」としており、これからは「人口規模が縮小し、人口構造が変わっていくこと」を前提としつつ、その中でいかに安全・安心を確立し、大東ならではの付加価値を高めていくか、という観点でまちづくりを行っていく必要があると考えられる。

以上を踏まえ、まずは今住んでいる方々をターゲットとした「住み続けたいと思えるまちづくり」、すなわち「定住促進」に力点を置き、今住んでいる人を主なターゲットとした施策を展開していくことで、国立社会保障人口問題研究所が示す将来推計人口を下回らない人口を維持していく。そして、定住したいまちとしての魅力を高め、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、市外の多くの人到大東の魅力を認識いただけるようにすることで、将来的には人口流入が図られるまちとなっていくことをめざす。

(3) まちづくりを支える人材

人口減少が進む中においては、一人ひとりの力がまちづくりの大きな原動力となる。そのため、本市に関わる全ての多様な主体がまちづくりを支える重要な人材となる。

近年増加している外国人を含め、子どもから高齢者までの市民はもちろん、企業や地域の団体、通勤・通学者、観光客、ふるさと納税者など、それぞれがそれぞれの形でまちとの関わり合いの中で、まちの維持・発展を支えていくことをめざす。

（４）基本目標

現行計画の振り返りとまちづくりの理念等に即して、できるだけ定量的かつ実効性の高い目標値を記載する。

（５）まちづくりの展開方針（政策の方向性）

まちづくりの展開方針は、現行計画において「政策の視点」に掲げているまちの「土台強化」と「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行政基盤の強化」という考え方を継承するが、それぞれについての方向性を現行計画よりもより丁寧に記載する。

①安全・安心のまちづくり（まちの土台強化）

◆すべての人の人権が尊重される環境づくり

【人権】

人権行政基本方針に即した人権の取組を推進する

【SDGs】

多様性を尊重し、誰一人取り残されないまちづくりを推進する

◆環境や社会に配慮したまちづくり

【SDGs・エシカル】

環境に配慮したサステナブルなまちづくりを推進する

◆災害・犯罪に強いフェーズフリーな環境づくり

【防災・防犯】

災害時にも揺るがない都市基盤整備（ハード面）と地域防災力の向上（ソフト面）を図り、平時も有事も安心な環境をつくる

◆安定した日常生活が守られる環境づくり

【健康】

健康増進や介護予防など、年齢に関わらず心も体も健康に暮らせる環境をつくる

【福祉】

必要な人に、必要な生活支援を届けられる環境をつくる

【就労】

若者や女性、高齢者をはじめとして、一人ひとりの能力や意欲に応じた就労環境をつくる

【交通】

どこに住んでいても安全に移動することができる環境をつくる

②元気なまちづくり（大東ならではの付加価値の創出）

◆一人ひとりが自己実現を図ることができる個別最適な環境づくり

【子育て】

子どもも親も、一人の人としての自己実現を図ることができる環境をつくる

【教育】

個性や意欲にあわせて個別最適な教育を受けられる環境をつくる

【産業】

企業や起業家などが新たなチャレンジができる環境をつくる

◆大東ならではの強みを活かし、まちがさらに元気になる環境づくり

大東市がもつ強みをさらに磨き最大限に活用する環境をつくる

【地勢・都市空間】

地勢的優位性やコンパクトさなど、都市構造の強みを活かせる環境をつくる

【住環境】

都会に近く、自然が身近にあるという恵まれた住環境に加え、都心に比べて安価な住宅が多いという強みを活かせる環境をつくる

【歴史・文化】

飯盛城跡や三好長慶、平野屋新田会所跡、御領水路、のぎきまいり、だんじりまつりなどの歴史資源や、自治会、消防団などの地域の絆の強さなど、大東が育んできた数々の歴史や文化、地域性を魅力資源としてさらに磨き、維持・発展させる環境をつくる

【産業】

ものづくり産業の集積を活かし、持続的操業（留置）とさらなる産業の重層化（企業誘致）が図られる環境をつくる

【教育】

教育機関の集積を活かし、様々な主体が連携し、新たなまちの付加価値が生まれる環境をつくる

③行政基盤の強化

◆まちの持続可能性を維持・発展させる行政基盤づくり

【DXの推進】

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や市のDX推進計画に即した行政サービスのDXを進め、行政サービスの質と利便性の向上を図るとともに、創出された人材を人でなければできない業務に振り向ける。また、次のフェーズとして、まちのDXやスマートシティを見据えたデジタル化を推進することで、暮らしの質と利便性の向上を図る

【財政基盤の安定化】

ふるさと納税・企業版ふるさと納税、各種交付金などの積極的な財源の獲得と

あわせて、公共施設の再編などの資源の最適活用、DX や公民連携による行政職員の負担軽減などの工夫により、まちの持続可能性を中期的視点でとらえた財政運営を行う

【多様な主体の連携強化と資源の有効活用】

限りある資源の中で、多様なまちづくりを進めるために、部署間・政策間での連携強化を進めるとともに、市民や企業など多様な主体との連携によって、人、ノウハウ、アイデア、都市空間などの今ある資源を最大限有効活用していく

【ブランディングと発信力の強化】

大東ならではの強みのブランディングと市内外に向けた発信力の強化を図る

（６）まちづくりを進める上で取り入れる手法

「公民連携」については広義に捉えてその考え方を市内外に浸透させていくとともに、引き続き「デジタル・DX」といった手法を積極的に取り入れていく。

（７）分野別計画について

総合計画は、本市の全ての行政施策に通ずる共通の理念と方向性を指し示すものであり、分野別計画は、総合計画に掲げる理念と方向性に基づき策定し、実行していくものとする。

また、総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づいた取組を定めるものとし、総合計画および分野別計画の方向性も踏まえたものとする。

（８）検証及び見直しについて

内部・外部による定期的な検証と、検証結果に応じた見直しの考え方を記載する。

総 合 戦 略

(1) 基本的な考え方

総合計画の「理念」及び「政策の視点」と整合性をもたせたものとする。

(2) 重点分野

総合計画「まちづくりの展開方針」を基に、「まち」「ひと」「しごと」の3分野において重点的に取り組む施策を記載する。具体的には、本市ならではの資源を活用しながら魅力的な地域をつくるとともに、雇用や多様な働き方等を生み出し、地方に仕事をつくることで、人がまちに定着する流れをつくる施策とする。あわせて、一人ひとりに寄り添った子育て支援や教育など、子育て等の希望を実現でき、災害時にも平時にも安全・安心な暮らしを実現するなどの、地方創生に寄与する施策を記載するものとする。

KPIについては、達成可能で具体的な成果指標を掲げる。

(3) 検証及び見直しについて

内部・外部による定期的な検証と、検証結果に応じた見直しの考え方を記載する。

(4) その他

所管部署の明確化や予算事業との連動について検討する。